

は「振替乗車証」によりこの取扱をすることがある。(平林喜三造)
たけとよせん 武豊線 東海道本線大府駅から知多湾西側にそって南下し、武豊駅に至る19.3kmの線。ほかに武豊・武豊港間1.0kmの貨物支線を含む。東海道線に属し線路等級は丙線である。明治19・3敦賀―米原―大府―武豊を結ぶ鉄道として建設されたが、東海道本線の全通に伴って大府・武豊間が分離し武豊線と改められ、昭和5・4武豊・武豊港間が臨港貨物の輸送のため建設された。(森 梯寿)

たこせん 多古線 千葉県成田市および佐原市と同県八日市場市方面等を結ぶ国鉄自動車路線であって、所管する自動車営業所は同県八日市場市に、同支所は同県香取郡多古町にある。

1 区間・キロ程および沿革

多古本線	八日市場・成田	33km	昭19・4・1 開業
	八日市場・多古仲町	11	昭27・12・21
	三里塚・成田	8	昭32・4・1
飯高線	匝瑳高等学校下・栗源	12	昭30・3・25
栗源線	高根・佐原	20	昭22・3・31
山倉線	栗源・小見川	16	昭23・12・26 昭27・9・20
二川線	多古・成東	23	昭25・10・20
	金尾・松尾	4	昭31・12・1
山武線	上総山室・東金	21	昭30・11・21
神崎線	五辻・神崎渡船場	22	昭30・3・25 昭31・11・20
芝山線	千代田・上総中台	11	昭31・12・1

2 営業範囲

旅客・手小荷物・貨物および団体貸切の取扱をしている。

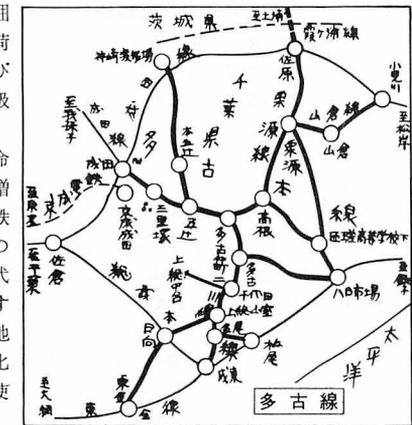
3 使命

戦時中戦力増強のため成田鉄道を撤去したので、その撤去代行の使命を有するほか、沿線地方の産業・文化の発展助長の使命をも有する。

4 特長 本路線のうち染井・千代田間7kmおよび染井・多古間2kmは専用道路である。路線の中心にある多古町は多古米の本場であり、地方農産物の集散地である。成田市には成田不動尊がある。三里塚には御料牧場があり、遠山村・富里村にまたがる約4,000町歩の原野であり、また関東地方屈指の観桜地である。(可野虎男)

たこつき 蛸搗 (英) beetle 蛸と称する木塊に柄のついたものを使用して、

人力によって地盤、あるいは盛土を締固める工法。蛸は適当な大きさの、普通円筒形の木塊に数本の柄のつ



蛸 搗 き



動力付ハンマ

る。橋台、擁壁等の真込めで、十分な締固めを要し、機械施工のできないときとか、築堤においても土工量が小さいときには、蛸搗きによって締固めを行うのが便利である。逆蛸といって、蛸を逆に使って簡単な杭打ち等を行うこともある。最近土を締固めるような場合には、動力ハンマ、バイブレーションコンパクタの類が用いられるようになっているが、それによる方が効果的である。(別所多喜次)

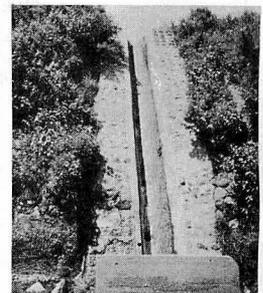
ただみせん 只見線 上越線小出駅から大白川駅に至る26.0kmの線。東北線に属し線路等級は簡易線である。昭和17・11小出から只見を経て会津若松を結ぶ建設線の一部として小出・大白川間開通、只見線と呼ぶこととなった。(森 梯寿)

たちあいかんさ 立会監査 鉄道は貨物運送状の記載または荷送人の運送申込内容を現品について対照し、一般に監査することになっているが、この監査において、貨物の品名または性質について疑いがあるときは、とくに荷送人に立会を求め内容の点検その他の監査をすることがある。このようにとくに荷送人の立会を求めて監査することを立会監査といい、その実際は荷造りを開いて内容を点検することが多い。なお、鉄道の内容点検権については*運送品の点検。(重森直樹)

たつ 達 国鉄で総裁・本社付属機関の長・地方機関の長等が、その所掌する業務を執行する上において、一定の形式により部内に対し発する命令の一種。国鉄の業務は、鉄道営業法、日本国有鉄道運転規則のほか各種の法令や、国鉄の公示によっても定められているが、法令はいずれも業務の根本についての概括的な規律に限られており、公示は直接部外に対して知らせることを目的としているので、日常の業務を行うためには、法令や公示の規定だけでは不十分であるので、各種の業務について多くの準則を定め、これを部内に示達する必要がある。このような必要によって、総裁が部内全般に発する命令を総裁達という。しかし総裁達によって、国鉄の日常業務がすべて滞りなく行われるわけではなく、そのほかにも通達や依命通達等発してその運用を補っている。またさらに細部にわたってこれらの補足事項を定めたり、執行方針にもとづく業務上の規範を定めたりするため、本社付属機関の長・地方機関の長などが、それぞれの所管事項について必要により局長達・事務所長達等を管下に発して業務の処理の万全を期している。部内に対して発する命令であるので、その効力は当然それぞれその所管している部内にだけおよび、部外の者はなんら拘束されないものである。総裁・鉄道管理局長または事務所長等の決裁を経て、その名において発せられ、鉄道公報・局報・所報等によって、くまなく部内に伝達される。(宮坂正直)

たてぎ 建木 無がい貨車に木材・竹材等の貨物を積付する場合、貨物が外に張り出さないよう、またつみつけを容易にするため、貨車床板上に立てる支柱をいう。通常木材が用いられる。太さは末口直径50mm以上の丸太、または1辺が45mm以上の角材が使用される。高さは貨物の積載高さより幾分長いものを使用することが安全であるが、貨物が積載高さまで積載された場合は、貨物より突出させてはならない。(海野善蔵)

たてげすい 縦下水 雨水・用排水または側溝の水を法(のり)の上から法尻(のりじり)に導くために、法面にそって縦



縦 下 水